

- 一 名称 バドワイザー・ジャパン有限公司
- 二 住所 東京都中央区日本橋浜町二丁目三番一号
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形 状
ガラス	茶色	五〇〇ミリ リットル	四七〇 グラム	ビール 用	大 蔵 省 平成九年八月厚生省告示第一号函第二十六 のとおりに 通商産業省

○厚生省告示第二百二十六号

指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）
 第九十四条の指定を平成十二年三月三十一日に行つたので、次のとおり告示する。

平成十二年四月二十七日

厚生大臣 丹羽 雄哉

指定した講習会の名称	講習会を行う者の名称	講習会を行う者の住所
北海道福祉衛生専門学校福祉用具専門相談員指定講習会	学校法人北斗文化学園	北海道室蘭市母恋北町一丁目五番地十一号
福祉用具専門指導員指定講習会	社会福祉法人樺山会	茨城県鹿島郡旭村樺山五百番地一号
明光福祉専門学校福祉用具専門相談員指定講習会	株式会社明光ネットワークジャパン	東京都豊島区池袋二丁目四十三番地一号
福祉用具専門相談員指定講習会	株式会社アピリティーズ総合研究所	東京都新宿区西新宿三丁目八番五号 新栄ビル八階
株式会社三和福祉用具専門相談員指定講習会	株式会社三和	愛知県名古屋市中区光音寺町一丁目百二番地
有限会社ヒューマン・ケア・ステーション福祉用具専門相談員指定講習会	有限会社ヒューマン・ケア・ステーション	大阪府泉南郡熊取町山の手台一丁目九番二十四号

○厚生省告示第二百二十七号

指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）の規定に基づき、厚生大臣が定める者等（平成十二年二月厚生省告示第二十三号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年四月二十七日

厚生大臣 丹羽 雄哉

第三号中「クロイツフェルト・ヤコブ病」の下に、「亜急性硬化性全脳炎」を加える。

○厚生省告示第四号

○農林水産省告示第四号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第四条第一項の規定に基づき、平成十二年四月十七日付けをもつ

て次のように高度化基準を認定したので、同条第三項の規定に基づき、公表する。

平成十二年四月二十七日

厚生大臣 丹羽 雄哉

- 農林水産大臣 玉沢徳一郎
- （一） 指定認定機関の名称及び住所
 社団法人日本給食サービス協会 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目五番八号神田木原ビル七F

（二） 食品の種類

集団給食用食品

（三） 高度化基準

集団給食用食品の高度化基準は、次のとおりである。